

# あいち森と緑づくり事業計画書 (素案)

平成21年 月

愛 知 県

# 目 次

1	目的と背景	1
2	森と緑の重要性	
3	森と緑の現状と新たな施策展開の方向	
	(1) 森林(人工林)	
	ア 現状と課題	
	イ 新たな施策展開の方向	
	(2) 里山林	
	ア 現状と課題	
	イ 新たな施策展開の方向	
	(3) 都市の緑	
	ア 現状と課題	
	イ 新たな施策展開の方向	
4	あいち森と緑づくり事業の概要	
5	あいち森と緑づくり事業計画	
	(1) 豊かな生命の森整備事業	
	(2) 森林整備技術者養成事業	
	(3) 里山林整備事業	
	里山林再生整備事業	
	身近な里山林整備事業	
	(4) 都市緑化交付金事業	
	(5) 緑の環境保全活動・環境学習活動	
6	施策の効果的推進	
7	実績と評価	
	<参考資料>	

## 1 目的と背景

## 2 森と緑の重要性

森林は、人々の生活や環境を支える様々な機能（多面的機能）を有しているが、それを大きく分けると、木材やきのこなどの林産物を供給する経済的機能と、自然環境を保全したり、災害を防止したりする公益的機能とに分けられる。

かつて、林業が経営的に成り立ち木材生産が盛んに行われていた時代には経済的機能が重視されていたが、近年では、台風、集中豪雨等による水・土砂災害の多発や地球温暖化問題等もあって、森林の公益的機能に対する社会的な関心（期待）が高まっている。

### [ 森林の公益的機能 ]

生物多様性保全	多くの野生動植物の生息・生育の場となるなど、遺伝子や生物種、生態系を保全する
地球環境保全	二酸化炭素の吸収や蒸発散作用により、地球規模で自然環境を調節する
土砂災害防止 土壌保全	森林の下層植生や落枝落葉が地表の侵食を抑制するとともに、森林の樹木が根を張り巡らすことによって土砂の崩壊を防ぐ
水源かん養	森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水、渇水を緩和するとともに、雨水が森林土壌を通過することにより、水質を浄化する
快適環境形成	蒸発散作用等により気候を緩和するとともに、防風や防音、樹木の樹冠による塵埃の吸着、ヒートアイランド現象の緩和などにより快適な環境形成に寄与する
保健・レクリエーション	フィトンチッドに代表される樹木からの揮発性物質により直接的に健康を増進させたり、行楽やスポーツの場を提供する
文化	森林の景観が行楽や芸術の対象として人々に感動を与えたり、日本人の自然観の形成に寄与する

参考) 日本学術会議「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について(答申)」  
(平成13年11月)

### [ 森林の公益的機能の評価額 ]

(億円/年)

機能の種類	全国	愛知県
二酸化炭素吸収	12,391	136
表面浸食防止	282,565	2,508
表層崩壊防止	84,421	749
洪水緩和	64,686	677
水資源貯留	87,407	1,217
水質浄化	146,361	1,946
化石燃料代替	2,261	111
保健・レクリエーション(うち保養)	22,546	200
合計	702,638	7,544

参考) 1 日本学術会議「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について(答申)」(平成13年11月)

2 愛知県農林水産部資料

また、都市の緑は、人々に潤いと安らぎを与えてくれるとともに、環境の改善に資する身近で貴重な自然であり、都市の安全性を高めたり、美しいまちづくりを進める上でも重要な役割を果たしている。

特に近年では、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全などの環境改善機能や地震発生時の防災機能の発揮が期待されている。

[ 都市の緑の公益的機能 ]

都市環境の改善	地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の緩和、汚染物質の吸収・吸着による大気浄化、騒音・振動の防止等に寄与するとともに、生物の生息地や移動の回廊となるなど都市における生物の多様性を保全する
都市の安全性・防災性の向上	震災時における避難路や避難場所等の安全性を高めるとともに、火災による延焼や崖崩れを防止したり、雨水の浸透・保水により、水害防止に寄与する
美しい都市景観の形成	都市景観に潤いと美しさをもたらすとともに、地域の自然条件や歴史・文化に応じた個性的な景観の形成に寄与する
安らぎやレクリエーションの場の提供	人々に安らぎや豊かさ、季節感を与えたり、都市生活の中で生き物や自然にふれあう場を提供する

森林や都市の緑が発揮する公益的機能の恩恵は、広く県民全体が享受しているものであり、森林や都市の緑は県民共有の貴重な財産である。

しかし、現在では、手入れ不足の人工林や利用されなくなった里山林の増加、開発等による都市の緑の減少、喪失により、その公益的機能の低下が危惧されている。

こうした森林や都市の緑は、人の手を加えなければ機能の維持向上が難しく、またいったん低下した機能を短期間で回復することは困難である。

今こそ、森と緑の重要性を再認識し、県民全体でそれを守り育てていくための仕組みづくりに積極的に取り組んでいく必要がある。



### 3 森と緑の現状と新たな施策展開の方向

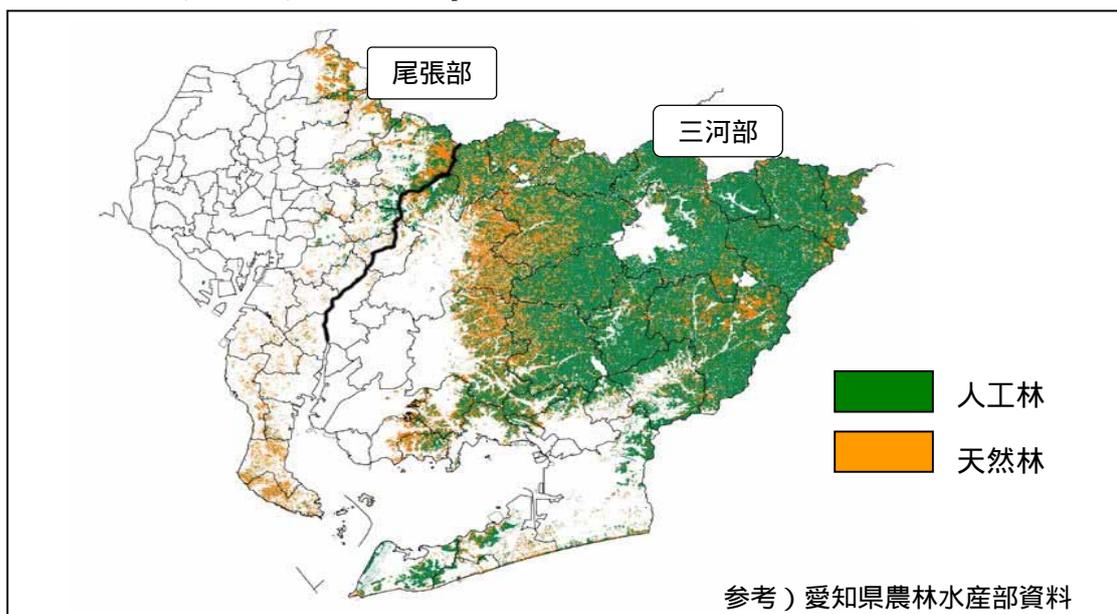
#### (1) 森林(人工林)

##### ア 現状と課題

愛知県の森林面積は約22万haで、県土の43%を占めており、その多くは三河部に分布している。

森林のうち、国有林を除く民有林は20万8千haで、そのうち人工林が13万2千haを占めており、人工林率は全国平均の46%を大きく上回る64%となっている。このように人工林率が高いことが愛知県の森林の特徴の一つとなっている。

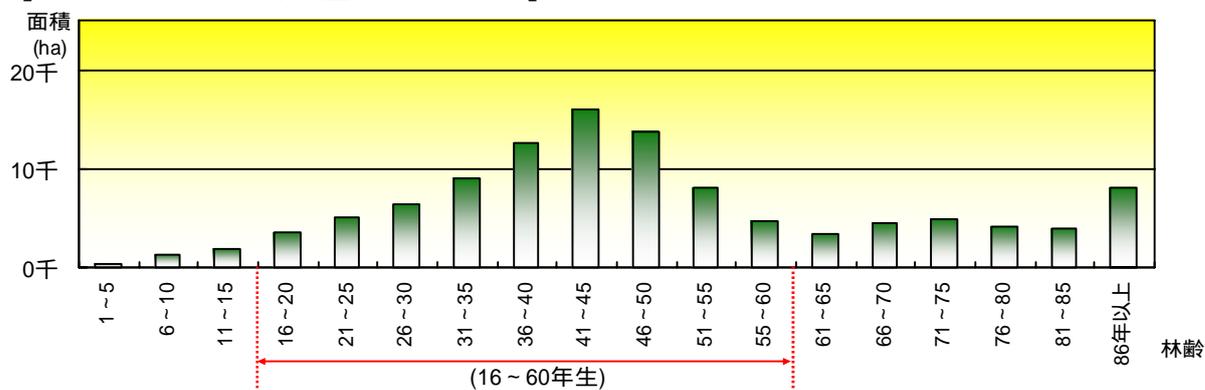
[愛知県の森林(民有林)の分布状況]



人工林は、植栽から伐採まで非常に長い年月を必要とするが、その間、樹木の成長にあわせて適期に手入れを行っていく必要がある。

愛知県の人工林の大半を占めるスギ・ヒノキ人工林は、戦後から盛んに造林が行われてきた結果、16年生から60年生が多くを占め、作業の中心は間伐となっている。

[本県のスギ・ヒノキ人工林の林齢構成]

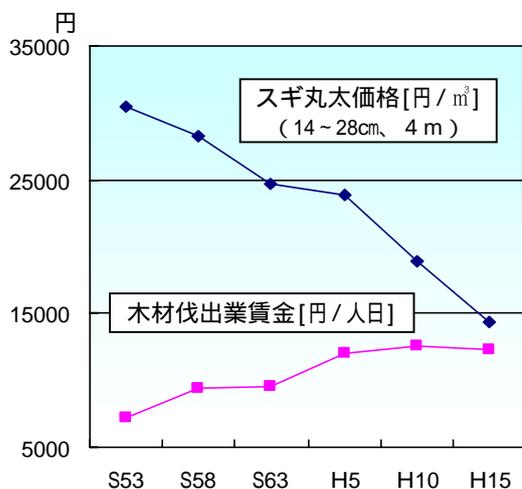


[ 人工林作業の概要 ]

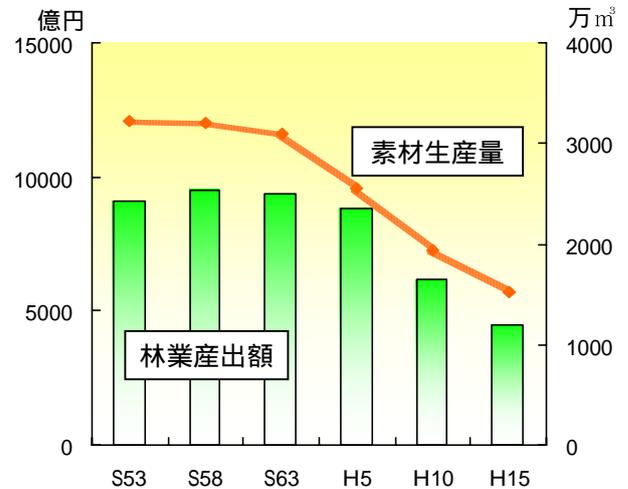
作業の種類	時期	内 容
地ごしらえ	植栽前	植栽する前に、植え付け場所に残った材や枝などを整理する作業
植栽	-	林地に目的樹種の苗木を植え付ける作業
下刈り	1～5年	植栽木が健全に成長するために、他の草や低木を刈りとり被圧を防止する作業
つる切り	適宜	稚樹の幹等に絡みつき、幹折れや幹曲がりの原因となるつるを取り除く作業
除伐	6～15年	育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を切り払う作業
間伐	16～60年	除伐後に行う作業で、森林を健全に成長させるため、樹木の混み具合に応じて密度を調整するために伐採（間引き）する作業

現在、今後15年間に1度は間伐が必要な森林は約7万2千ha(スギ・ヒノキ人工林の65%)あり、これを単純に平均すると年間4千8百haの間伐が必要となる。ところが、木材価格の低迷などによる林業の採算性の悪化等により、これまで森林整備を主体的に担ってきた森林所有者の経営意欲が衰えたことなどから、手入れ不足の人工林が増えている。

[ 木材価格と林業労働者賃金の推移 ]



[ 林業産出額、素材生産量の推移 ]



参考) 林野庁「農林水産統計年報」(全国数値)

間伐は、優良な木材を生産するための作業であるだけでなく、森林の公益的機能を発揮させる面からも非常に重要な作業であり、計画的に伐採して健全な状態を維持していくことが必要である。

このため、現在、県が行う造林補助事業や治山事業、その他市町村事業や水源基金事業等により、関係者が一体となって間伐の推進に取り組んでいる。

しかし、森林所有者の自助努力と行政の支援で森林整備を支えるこれらの既存施策では、所有者の経済的負担が発生するため、林道から遠い奥地などの採算の合わない森林や不在村者が所有する森林では、間伐が進まない傾向がある。

このため、毎年間伐必要面積の約3分の2にあたる3千ha程度しか実施されていないのが現状である。

このままでは、間伐の遅れが原因で下層植生の衰退した不健康な人工林が増え、土砂の流出防止や水源のかん養、二酸化炭素の吸収など、森林の持つ公益的機能が低下し、将来的には県民生活にも大きな影響を及ぼすことが懸念されている。

[ 間伐が必要な森林 ]



[ 間伐が行われた森林 ]



特に現在では、地球温暖化の防止に向けて平成17年4月に閣議決定された「京都議定書目標達成計画」の達成が、国をあげて取り組むべき大きな課題となっている。

この計画では、日本が約束している温室効果ガスの総排出量6%削減のうち、3.9%を国内の森林の二酸化炭素吸収により確保することとしており、これを実現するためには、本県においても、現在手入れ不足となっている森林の間伐を早急に進めていくことが必要となっている。

## イ 新たな施策展開の方向

林道沿いなど、林業活動による整備が期待される森林については、機械化の推進や木材利用の促進等、林業の活性化に向けた取組みも含めた既存施策をより積極的に展開し、これまでどおり林業活動の中で間伐を推進していくことが必要である。

一方、不在村者が所有する森林を含め、採算の合わないなどの理由で林業活動では整備が困難な森林については、公益的機能の発揮を重視した森林として、全額公費による整備を進めるための新たな施策を講じていくことが必要である。

具体的には、奥地や公道沿い等の人工林に対し、強度な間伐等を実施することで、自然植生の導入を図って針広混交林へ誘導するなど、現地の特性に合わせ、維持管理に手間がかからず、かつ、水源のかん養、土砂の流出防止等の公益的機能を十分に発揮する森林へ誘導していくことなどが必要である。また、こうした新たな森林整備を行う上で必要となる人材の養成や作業路の整備などについても、併せて進めていく必要がある。

なお、こうした新たな施策の実施にあたっては、一定期間の皆伐や転用を防止し、健全な森林として保全されるよう、森林所有者との協定締結などの措置を講ずるべきである。

さらに、こうした直接的な間伐の推進だけでなく、都市部を中心に間伐材の積極的な活用を進めるなどして、木材利用が森林整備の促進に貢献することへの理解を深め、県民全体で森林を支える気運を盛り上げていくことも必要である。

## (2) 里山林

### ア 現状と課題

かつて里山林は、農業や日常生活に必要な薪炭材や竹、落葉の採取などのために継続的に利用されることで維持管理されてきた。しかし、化石燃料や化学肥料の利用拡大とともに、里山林は地域住民の生活から切り離され利用されることが少なくなったため、立ち入りにくいほど樹木が覆い茂り、枯損木の発生や竹林の侵入が目立つようになっている。

また、都市部に近い里山林は、住宅地などへの転用による減少にもいまだ歯止めがかかっておらず、依然減少傾向にある。

一方で、森林環境学習や健康づくりの場、生物多様性の保全等の観点から、里山林の価値が再認識されており、ボランティア団体などによる里山林整備(樹木の除伐や竹林整備など)が見られるようになってきたが、その活動範囲は限られている。

[ 放置された里山林の状況 ]



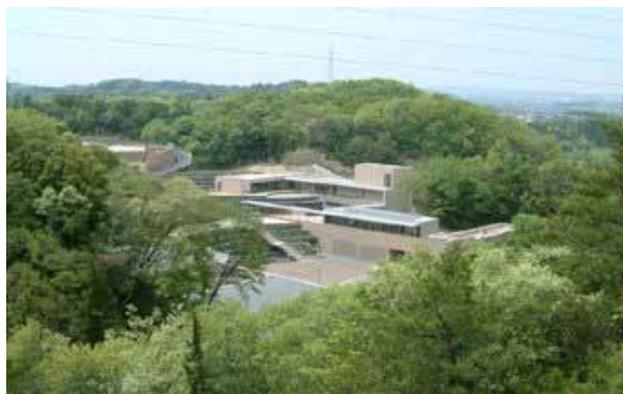
[ ボランティアによる里山林整備の活動例 ]



県においては、これまで里山保全活動を促進する里山保全アドバイザーの養成、治山事業による生活環境保全林の整備などに取り組んでいる。

また、愛知万博の原点である海上の森において、「あいち海上の森センター」を整備し、里山に関する学習・交流や人材の育成等の拠点づくりを進めるとともに情報発信を行い県内の里山林整備の取組みを促進することとしている。

[ あいち海上の森センター ]



[ プログラム : 「海上の森ツアー」 ]



しかし、生活と関わりの薄れた都市近郊の里山林には、依然として放置されたところが多く、このままでは地域住民の生活環境の保全や災害の防止、生物多様性保

全などの公益的機能の発揮に支障をきたすことが懸念されている。

また、里山林に求められている新しいニーズに応えていくための取組みも必要となっている。

## イ 新たな施策展開の方向

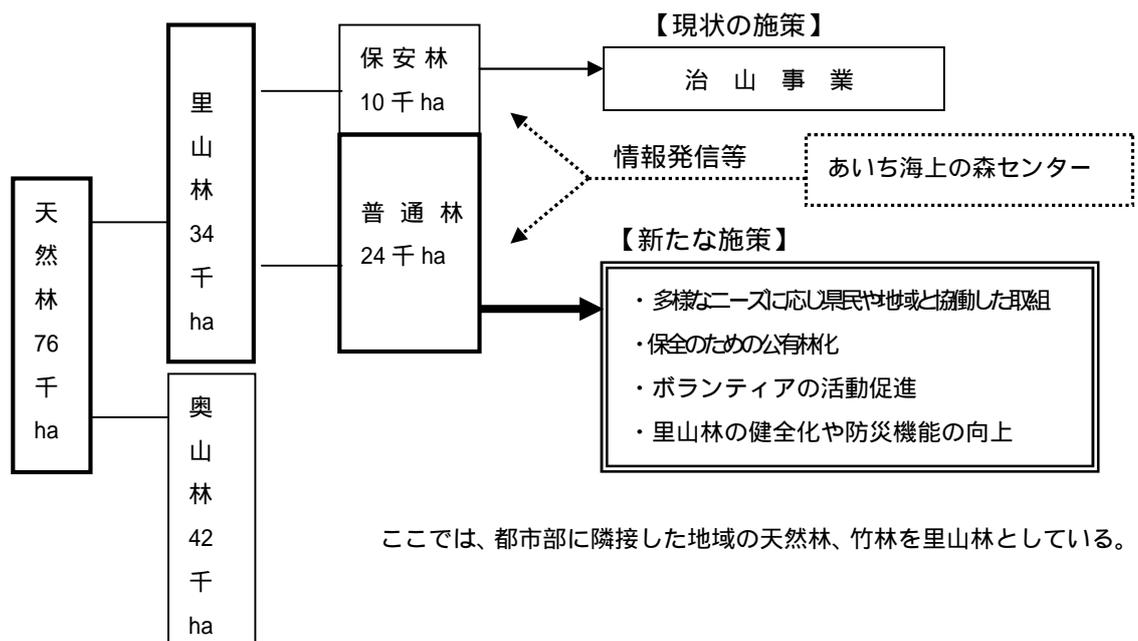
里山林の持つ生活環境の保全や災害の防止、生物多様性の保全などの公益的機能を十分に発揮させるとともに、森林環境学習での活用など新しいニーズに応えていくためには、既存の施策の推進に加え、新たな視点による施策展開が必要である。

具体的には、地域の特性や多様なニーズに応じ、県民や地域との協働によるモデル的な里山林整備等に各地で取り組むとともに、その状況によっては、公有林化による保全を図っていく必要がある。

また、自発的に保全活動に取り組むボランティア団体等に対する支援にも取り組み、一層の活動促進を図る必要がある。

さらに、樹木が覆い茂ったり、枯損木の発生や竹林の侵入が著しく、このまま放置が進むと健全な状態に回復することが困難となる里山林の再生に取り組むとともに、集落や公共施設の周辺では、防災機能向上のための整備や簡易防災施設の設置などにも取り組む必要がある。

[ 新たな施策の対象となる里山林のイメージ ]



ここでは、都市部に隣接した地域の天然林、竹林を里山林としている。

### (3) 都市の緑

#### ア 現状と課題

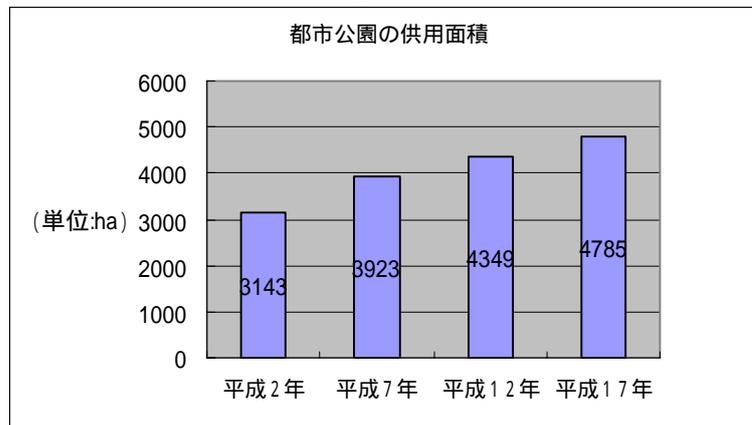
都市の緑は、県民が快適に、安全で、健康的な都市生活を営む上で非常に重要なものである。

国の社会資本整備審議会の報告(平成14年)によると、ゆとりと潤いにあふれる都市として望ましいとされる緑地の整備水準は、市街地の概ね30%以上とされている。

現在、都市緑化を推進し残された緑を保全するための施策として、都市公園や道路の整備事業の他、学校などの公共施設の緑化事業等の取り組みが行われている。

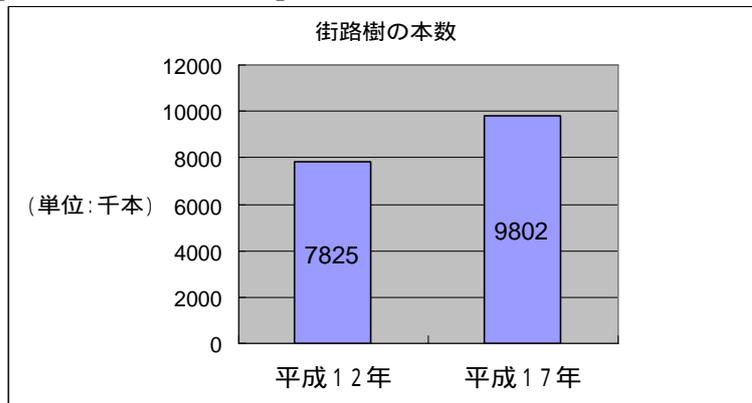
それらの施策の効果もあり、公共空間における緑については、県内の都市公園は、平成2年から平成17年の15年間に約1千6百ha増加し、国、県及び名古屋市が管理する道路の街路樹は、平成12年から平成17年の5年間で200万本近く増えるなど、年々着実に増加している。

[ 県内の都市公園面積の推移 ]



参考) 平成17年度末愛知県都市公園現況調査

[ 街路樹の本数の推移 ]

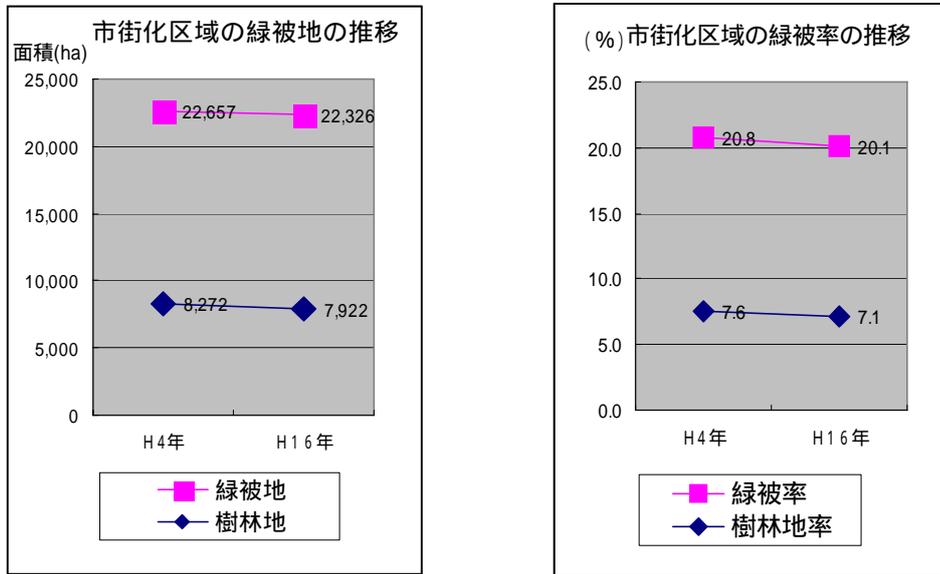


参考) 平成18年度 愛知県建設部道路維持課調査

- 1: 中部地方整備局、愛知県及び名古屋市管理の道路
- 2: 高木の他、中・低木も含む。

しかし、都市の緑全体の現状を見ると、県全体の市街地の緑被率は、平成16年では約20%であり、約10年間で1ポイント程減少している。また、名古屋市では平成17年での緑被率は約25%で、15年間で約5ポイント減少している。望ましいとされる30%と比べて十分でない都市の緑は、今後もさらに減少することが予想される。

[市街化区域の緑被面積と緑被率の推移(全県)]



緑被地：ここでは、樹木、芝・草等被覆された土地、農地及び水面を緑被地として算出。

参考) 平成17年度 愛知県広域緑地計画基礎調査

都市の緑の現況は、公園や街路樹など公共施設における緑の量は増えてきているが、全体としては減少しており、市街地の多くの部分を占める民有地の緑が減少していることが認められる。民有地は、市街地の約3分の2を占めており、この民有地の緑を保全し、増やしていくことが都市の緑を確保する上で特に重要である。

こうした中、既存施策の、民有地緑化に対する助成や樹林地保全のための制度は十分ではなく、所有者の負担増などからその活用が十分に進んでいない状況にある。特に、新たな緑化余地の少ない既成市街地では、駐車場や建築物の屋上、壁面等における緑化が重要であるが、これを強力に進める施策がないのが現状である。

また、公園整備は計画的に進められているが、密集市街地に主として防災上必要となる小規模な公園緑地を整備する効果的な施策がなく、その整備が進んでいない。

さらに、道路の緑は、街路樹や植栽帯として整備されているが、現行の施策は道路整備に主眼がおかれ、ややもすると街全体の景観形成に資する美しい並木の創出には至っていない状況にある。

## イ 新たな施策展開の方向

緑がもつ環境改善や防災機能、景観形成などの公益的機能を高めるために、都市の緑の保全、創出をより一層進めていかなければならないが、市街地で大きなウェ

ートを占める民有地における緑の保全と創出を促進していくことが不可欠である。

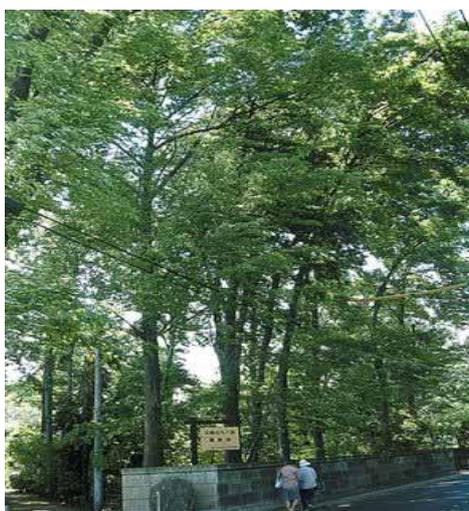
具体的には、都市に残された民有の貴重な樹林地について、開発による消失を防ぐために公有地化することにより積極的に保全を図る施策や、民有地における敷地や屋上・壁面などの緑化を促進するための有効な支援制度が必要である。

また、特に緑の少ない密集市街地においては、環境を改善し防災性を向上させるため、小規模な公園整備を促進する施策や、都市の顔となる地区において景観形成に資する美しい並木を創出していく取り組みなどが必要である。

これらの施策を進めるにあたっては、特に緑の少ない地区や都市の顔となる地区において重点的に緑化を進め、新たにまとまりのある緑の空間を創出する必要がある。

また、都市の緑化を促進するためには、行政だけでなく、県民参加による緑化推進の必要性を、広く県民に理解していただくことが大切である。そのために、新たな普及啓発活動が必要であるとともに、住民や事業者等の主体的な緑化活動に対する有効な支援策が必要である。

[ 都市に残された貴重な樹林地を保全する ]



[ 緑が少ない地区において公園を整備し都市の防災性の向上を図る ]



阪神・淡路大震災時に、緑が延焼を防止した。  
( 大國公園、兵庫県神戸市長田区 )

[ 都市の顔となる地区での緑の重点的整備 ]



[ 県民参加による都市緑化を推進する ]



[ 民有地における屋上や敷地の緑化を促進する。 ]  
[ 美しい並木を創出する。 ]

## 4 あいち森と緑づくり事業の概要

### (1) 概要

森と緑の持つ様々な公益的機能の発揮のため、平成21年度から「あいち森と緑づくり税」を導入し、その税収等により、森林、里山林、都市の緑を整備保全する。

### (2) 事業の進め方

- |        |  |
|--------|--|
| 用途の明確化 | ・あいち森と緑づくり基金の設置  |
| 透明性の確保 | ・あいち森と緑づくり委員会の設置<br>・事業計画、事業の進捗、事業の成果の積極的公開                |
| 県民参加   | ・地域の意向や県民参加による里山林、都市の緑の整備<br>・都市と山村との交流(予定)(森林体感ツアー、広葉樹植栽) |

### (3) 事業の内容

総事業費 220億円(10年間)

分野 (事業費)	事業名	事業概要
森林整備 (110億円)	豊かな生命の森整備事業	・奥地、公道沿いの森林の間伐 15,000ha
	森林整備技術者養成事業	・技術者養成のための技能講習、実地研修等
里山林整備 (30億円)	里山林再生整備事業	・里山林再生のための除間伐と簡易土留柵等
	身近な里山林整備事業	・地域住民、団体等によるモデル的整備、市町村有林化 ・放置された里山林の整備
都市緑化 (60億円)	都市緑化交付金事業	・市街化区域等の民有樹林地の市町村有地化及び緑地整備
		・民有地の敷地及び屋上、壁面等の緑化
		・公共施設の沿道等の街路樹の植替え等
		・県民参加の都市緑化活動
横断的施策 (20億円)	緑の環境保全活動・環境学習推進事業	・環境保全活動・環境学習活動、植樹活動 ・公立小中学校の県産材製机、椅子の購入

## 5 あいち森と緑づくり事業計画

### (1) 豊かな生命の森整備事業

#### ア 趣旨

森林は土砂災害の防止、水源のかん養、地球温暖化防止機能など多くの公益的機能を有している。本県でも森林の64%を占める人工林は、植栽から伐採まで非常に長い年月を必要とし、その間、樹木の成長にあわせて適期に手入れを行っていく必要がある。しかし、近年は木材価格の低迷などによる林業採算性の悪化等により、これまで森林整備を主体的に担ってきた森林所有者の経営意欲が衰えたことなどから手入れ不足の人工林が増えており、このままでは森林の持つ公益的機能が低下し、県民生活に大きな影響を及ぼすことが危惧されている。このため、森林所有者では整備が困難な森林を公的に整備することにより、森林の有する公益的機能を継続的に発揮し、県民の安全、安心、快適な生活に資することを目的とする。

具体的には、林業活動では整備が困難な奥地や作業が困難な公道沿い等の人工林に対し、強度な間伐等を実施することにより、自然植生の導入を図り、針広混交林へ誘導するなど、現地の特性に合わせ、維持管理に手間がかからず、かつ、将来にわたって水源のかん養、土砂の流出防止等の公益的機能を十分に発揮する森林へ誘導する。

#### イ 事業内容

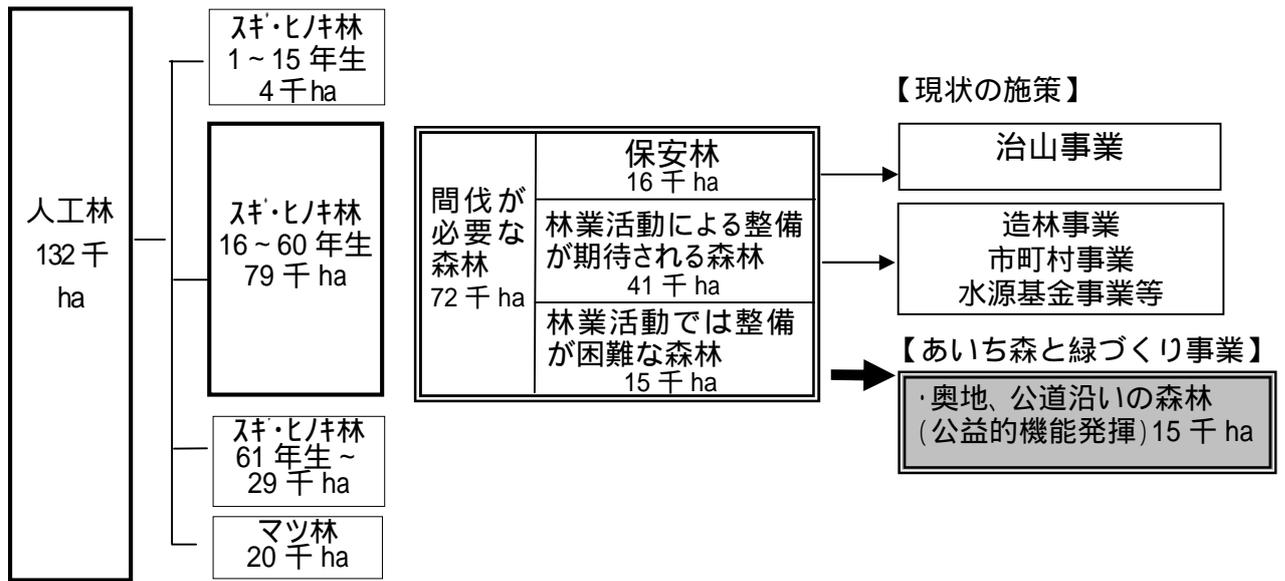
区分	事業対象地	内容	全体事業量
奥地	<ul style="list-style-type: none"> <li>林道等から遠く離れた森林（概ね300m以上）</li> <li>16～60年生の杉、ヒノキ人工林</li> <li>県有林や市町村有林を除く森林</li> <li>保安林を除く森林</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査、測量等</li> <li>強度の間伐（原則40%以上）</li> <li>伐倒した材の整理（作業性、安全性の向上、下層植生の進入促進等のため）</li> <li>必要に応じて作業道の整備（作業効率向上等のため）</li> </ul>	ha 10,000
公道沿い	<ul style="list-style-type: none"> <li>電線、ガードレール等の存在や車両の通行により作業性の悪い公道沿いの森林（概ね100m以内）</li> <li>16～60年生の杉、ヒノキ人工林</li> <li>県有林や市町村有林を除く森林</li> <li>保安林を除く森林</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査、測量等</li> <li>強度の間伐（原則40%以上）</li> <li>必要に応じて伐倒した材の搬出、集積、林外への移動（伐採木が道路、沢へ流出する危険がある場合等）</li> <li>必要に応じて作業ポイントの設置（作業の安全性、効率向上等のため）</li> </ul>	5,000

#### ウ 事業実施主体 県

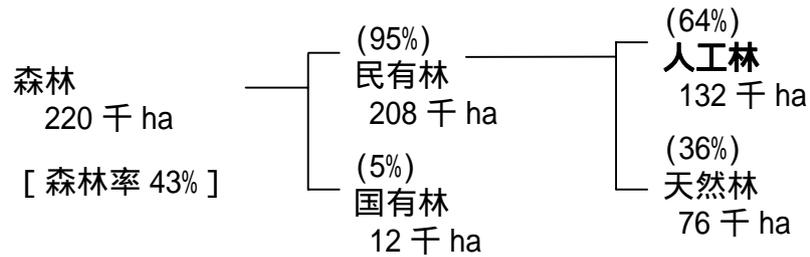
#### エ 協定の締結

事業の実施にあたり、原則として森林所有者の方と20年間の協定を締結する。協定の内容は、対象森林の皆伐禁止や転用禁止等。

才 事業対象森林の考え方



[ 参考：愛知県の森林の概要 ]



カ 事業対象森林（10年間）

（面積：ha）

地域	市町村	奥地	公道沿い	計	
尾張	瀬戸市	0	5	5	
	計	0	5	5	
知多	美浜町	0	5	5	
	計	0	5	5	
西三河	岡崎市	460	650	1,110	
	幡豆町	0	30	30	
	幸田町	0	40	40	
	計	460	720	1,180	
豊田加茂	豊田市	2,500	1,650	4,150	
	計	2,500	1,650	4,150	
新城設楽	設楽	設楽町	920	800	1,720
		東栄町	1,520	360	1,880
		豊根村	1,530	340	1,870
		計	3,970	1,500	5,470
	新城	新城市	2,820	960	3,780
		計	2,820	960	3,780
東三河	豊橋市	100	40	140	
	豊川市	150	80	230	
	蒲郡市	0	30	30	
	田原市	0	10	10	
	計	250	160	410	
計		10,000	5,000	15,000	

## (2) 森林整備技術者養成事業

### ア 趣旨

あいち森と緑づくり事業による森林整備の実施に伴い、これらに従事する人材を養成する必要がある。

豊かな生命の森整備事業で整備する奥地人工林は樹木の密生した急峻地が多く、また公道沿い人工林は交通量が多いことに加えガードレールや電線等障害物があるなど、通常の森林整備より作業条件が悪いことが想定される。

このため、これらの森林整備に従事するために必要な技術・技能を短期間で習得させる研修を実施し、技術者の確保、育成を進める。

### イ 事業内容

森林整備技術者養成研修の実施 対象者 200 人 (10 年間)

#### 研修内容及び日数

区分	内 訳	日 数
技能講習	玉掛技能講習	3
	小型移動式クレーン運転技能講習	3
	はい作業主任者技能講習	2
	高所作業車運転技能講習	2
	車両系建設機械運転技能講習	5
	小 計	15
実技研修	密生人工林及び道際人工林の間伐実技	15
	小 計	15
計		30

### ウ 事業実施主体 県

### (3) 里山林再生整備事業

#### ア 趣旨

里山林は、地域住民の生活環境の保全や災害の防止、生物多様性保全などの公益的機能を有している。また、かつては農業や日常生活において薪炭材や竹、落ち葉の採取などを継続的に利用することで維持管理されてきた。しかし、化石燃料等の利用拡大とともに利用されることによる維持管理が不十分となり、放置され樹木が覆い茂り、枯損木などの発生が目立つようになってきた。また、都市部に近い里山林は、転用などによる減少傾向も危惧されている。このため、手入れが行き届かず、放置された里山林を整備することにより、生活環境の保全や災害の防止、生物多様性の保全などの公益的機能を発揮するとともに、環境学習における活用など新しいニーズに応えていくことを目的とする。

#### イ 事業内容

里山林再生整備事業 事業主体：県

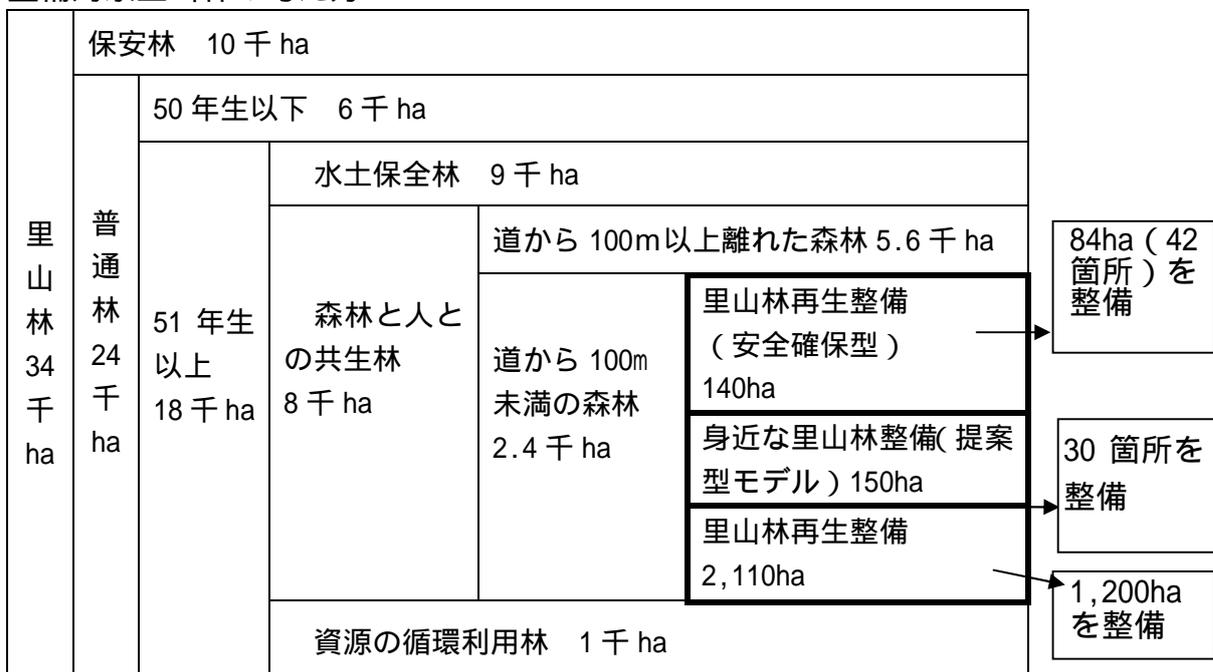
樹木が覆い茂り枯損木の発生などが著しい里山林を健全な状態へと再生する整備、加えて、防災機能向上のための簡易防災施設の設置などの整備に取り組み、健全な里山林へ誘導する。

事業対象地	内容	全体事業量
<ul style="list-style-type: none"><li>・都市近郊の人工林以外で長期間放置された森林</li><li>・市町村森林整備計画における「森林と人との共生林」</li></ul> 原則として <ul style="list-style-type: none"><li>・県有林および市町村有林以外</li><li>・保安林以外</li><li>・20年間の転用禁止等の協定等締結</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・森林調査、測量</li><li>・森林整備（抜き伐り、間伐枯損・不要木の除去）</li><li>・伐採木等の集積、運搬、処分</li><li>・簡易な柵工、土留工</li></ul>	箇所 42

身近な里山林整備事業 事業主体：市町村  
 地域の特性やニーズに応じて、地域住民やNPO等との協働による保全活用計画に基づく里山林の整備に対して交付金を交付する。

	事業対象地	内 容	全体事業量
提案型	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市近郊の人工林以外で長期間放置された森林</li> <li>市町村森林整備計画における「森林と人の共生林」</li> </ul> 原則として <ul style="list-style-type: none"> <li>保安林以外</li> <li>20年間の転用禁止等の協定等締結</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林調査、測量</li> <li>施設整備（管理道、歩道、作業小屋、休憩所、森林整備機材等）</li> <li>住民協働での実施が困難な森林整備</li> <li>用地購入及びこれらに附帯する事業</li> </ul>	箇所 30
健全化	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市近郊の人工林以外で長期間放置された森林</li> <li>市町村森林整備計画における「森林と人の共生林」</li> </ul> 原則として <ul style="list-style-type: none"> <li>県有林および市町村有林以外</li> <li>保安林以外</li> <li>20年間の転用禁止等の協定等締結</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林調査、測量</li> <li>森林整備（抜き伐り、間伐枯損・不要木の除去）</li> <li>伐採木等の集積、運搬、処分</li> </ul>	ha 1,200

### 整備対象里山林の考え方



森林法に基づく市町村森林整備計画において、重視すべき機能に応じて森林を大きく3つのタイプに区分している。

水土保全林：水源かん養、山地災害の防止を重視する森林

森林と人の共生林：森林生態系の保全・生活環境の保全や森林空間の適切な利用を重視する森林

資源の循環利用林：木材等生産機能を重視する森林

ウ 事業計画（10年間）

地 域	提案型 (箇所)	健全化 (ha)	再生 (箇所)
名古屋市		3 0	
尾張	7	1 9 0	6
知多	4	1 4 0	1 0
西三河	6	2 9 0	6
豊田加茂	6	3 2 0	1 0
東三河	7	2 3 0	1 0
計	3 0	1 , 2 0 0	4 2

## (4) 都市緑化交付金事業

### ア 趣旨

都市の緑は、人々に潤いとやすらぎを与えると共に、環境の改善に資する身近で貴重な自然であり、都市の安全性を高めたり、美しいまちづくりを進める上でも重要な役割を果たしている。

特に、近年では、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全など環境改善機能や地震発生時の防災機能の発揮が期待されている。

都市の緑は、公園や街路樹など公共施設の緑は着実に増えてきているが、市街地の大部分を占める私有地の緑の減少により緑の全体量は減少している。

このため、都市に残された貴重な私有地の緑を公有化し、緑地の保全整備、私有地における屋上、壁面、敷地などの緑化促進、及び緑の空間の創出や景観形成に資する美しい並木再生するための助成などにより緑の保全と創出の促進を図る。

また、都市の緑化を促進するためには、県民参加による緑化推進の必要性を広く県民に理解していただくことが大切であるため、県民参加による緑化活動に対する支援も行う。

### イ 事業内容

#### 1) 身近な緑づくり(60箇所)

市街化区域等の私有樹林地の市町村有地化及び緑地整備

市街化区域及びその周辺に残された保全すべき私有の既存樹林を市町村が買い取る場合、その用地費及び園路などの施設整備の一部について交付する。

密集市街地等の私有地の市町村有地化及び緑地整備

密集市街地等に環境改善機能や延焼防止などの防災機能を有する新たな緑地を創出する場合、その用地費及びこの緑地創出のために必要な植樹、園路整備、土壌改良などに要する費用の一部について交付する。

#### 2) 緑の街並み推進(私有地緑化)(460件)

私有地の敷地又は建築物上を公開性のある緑地、優良な緑地、都市環境の向上に資する緑地など質の高い緑化(屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化など)を実施する者に対し、県が市町村にその費用の一部を交付して、市町村から企業等に助成する。

#### 3) 美しい並木道再生(24箇所)

駅・公園・役場等の公共施設沿道又は近隣において、その地域の顔となる美しい並木道を再生するため、街路樹の植え替え、植樹柵の改修、土壌改良、歩道の透水性舗装等に要する費用を市町村に交付する。

#### 4) 県民参加緑づくり(600回)

県民参加による樹林地整備や植樹等の都市の緑についての体験学習

県民参加による樹林地整備、植樹、ビオトープづくりなど都市の緑についての体験学習や緑づくり活動を市町村が実施するのに必要な費用を交付する。

また、市民団体などが都市の緑についての体験学習や緑づくり活動を実施し、

市町村が助成する場合は、その費用を市町村に交付する。

緑の活動を実施する市民団体等育成のための講師派遣

緑の活動を実施する市民団体を育成するため、市町村が市民団体等への活動に講師を派遣する費用等を交付する。

ウ 事業主体

市町村

エ 事業計画（10年間）

地域	身近な 緑づくり (箇所)	緑の街並み推進 (民有地緑化) (件)	美しい 並木道再生 (箇所)	県民参加 緑づくり (回)
尾張	4	400	13	410
西三河	48	40	5	130
東三河	8	20	6	60
計	60	460	24	600

## (5) 緑の環境保全活動・環境学習推進事業

### ア 趣旨

森と緑の持つ様々な公益的機能の発揮のため、森林、里山林、都市の緑の整備・保全を進める上では、公共を中心とした森林・里山林整備事業や都市緑化事業とともに、県民や地域との協働による取組（ローカルアクション）の広がりが重要である。

このため、近年高まっている NPO やボランティア団体など多様な主体が森と緑の保全活動に自発的に参加しようとする動きや、日常生活の中で次第に失われつつある森林とのふれあいなどを体験・学習する機会の提供を通じて森と緑を社会全体で支えるという機運を醸成する活動の一層の進展を図る。

### イ 事業内容

#### 提案型交付金事業

生物多様性の保全、水源涵養、二酸化炭素の吸収・固定などの多様な機能をもつ森と緑について、保全のための自発的な活動、あるいは森と緑を社会全体で支えるという機運を醸成することにつながる環境学習に関する取組に要する費用を交付する。その際、多様な主体の参加により、それぞれの地域の特性や多様なニーズに応じ、地域の自主性や創造力を活かした活動として促進することが重要であることから、市町村や NPO 等を対象とした企画提案型の事業として実施する。

#### 森・緑の育成活動支援事業

里山・里地や水辺等において、多様な生態系の保全や、ふれあいの場の創出など、健全な緑を保全・育成するため継続的に実施する事業に要する費用の一部を交付する。

例：間伐や除伐とその再利用、草刈り、有機農業 等

#### 森・緑の育成活動の取組立ち上げ支援事業

前述の取組を新たに立ち上げるために必要となる事業費用の一部を交付する。

例：里山整備計画作成、保全活動協定締結、市町村自然環境保全戦略策定 等

#### 水と緑の恵み体感事業

森林の水源涵養機能や人を始めとした生物が享受している水の恩恵を学ぶ事業に要する費用の一部を交付する。

例：現地見学や生活体験を通して学ぶ水源の緑を訪ねる親子宿泊ツアー 等

#### 森林文化の保全・伝承事業

山村と都市の交流を通して地域の森林文化を保全・伝承する事業に要する費用の一部を交付する。

例：森林保全等で活動している河川上流域の NPO 等が培ってきた文化等を生かした学習メニューに基づく環境学習講座 等

#### 森林生態系保全の学習事業

森林生態系の保全の大切さや手法を学ぶ事業に要する費用の一部を交付する。

例：間伐材を利活用したビオトープ整備、森林作業体験、自然観察会、  
工作教室などに資するための環境学習 等

#### 太陽・自然の恵み学習事業

太陽や自然の恵みを学ぶ事業に要する費用の一部を交付する。

例：小中学校の児童・生徒を対象とした「緑の教室」(実施内容：ア植物の生育実習(「緑のカーテン」設置のための種まき・生育観察等)、イ植物(緑化)の恩恵と大切さに関する環境学習講座)の開催) 等

#### 独自提案による環境保全活動・環境学習事業

創意工夫を凝らした独自の生物多様性に関連した環境保全活動・環境学習事業に要する費用の一部を交付する(他の事業に該当するものを除く)。

事業主体：市町村、NPO、ボランティア団体、農業協同組合、漁業協同組合  
森林組合、自治会、私立学校等

#### 市町村交付金事業

県内の森林(人工林)の整備を進めていくためには、県民に対して愛知県産木材を利用することの理解を深めて、積極的に愛知県産木材を利用するように促し、県民全体で森林を支える気運を盛り上げていく必要がある。そこで、森林整備により発生する間伐材を始めとした愛知県産材を活用した木材製品の普及を図る。

#### 木の香る学校づくりの推進

森林整備の意義や木材活用の効果について普及啓発を進めため、県内の公立小中学校における児童生徒用学習机・椅子に愛知県産木材を使用した製品を導入する際に必要となる経費の一部を交付する。

#### 全体計画

愛知県産木材を活用した机・椅子の導入 70,000セット

事業主体：市町村

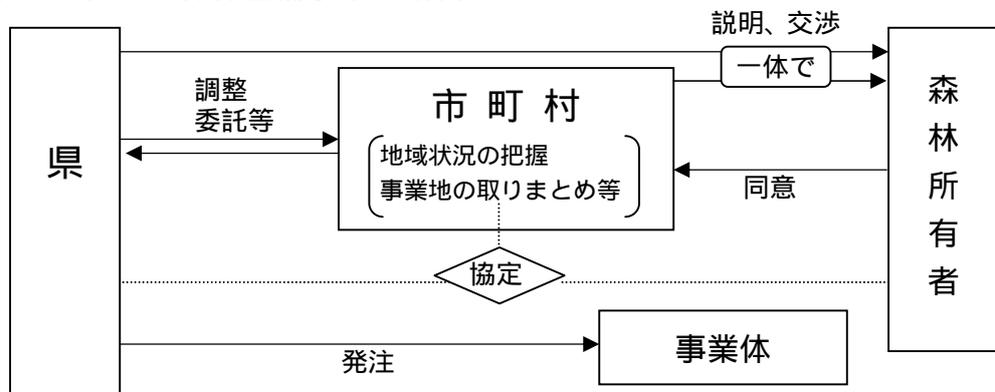
## 6 施策の効果的な推進

施策を推進するにあたっては、県の関係部局、市町村を始めとした関係機関との連携が重要であるとともに、県民の理解と協力が不可欠です。本施策を効果的に推進するための体制を整備し、事業の計画的な実施に努めていきます。

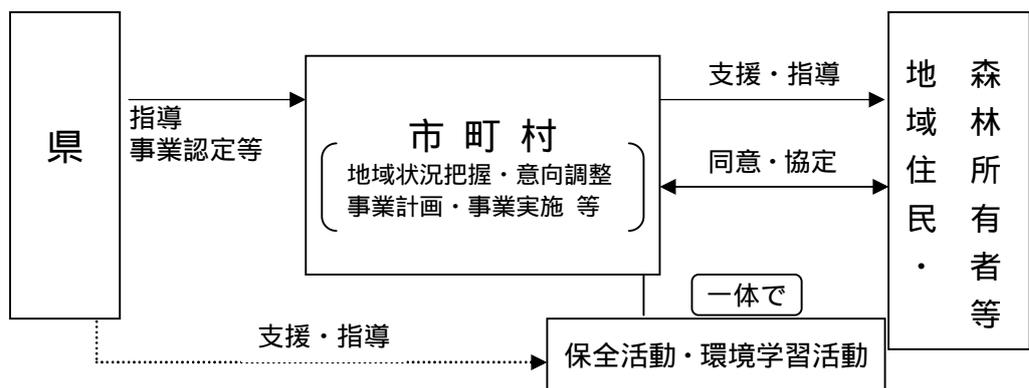
### ア 市町村等との連携

事業を計画的かつ効率的に実施するためには、地域の実情やそれぞれに異なる地域の意向等に沿った事業展開をする必要がある。このため、これらにより精通した市町村を始めとする地元地域の関係者と連携、調整し、協力を得ながら実施していきます。

#### 県が実施する森林整備事業の場合



#### 市町村が主体となって実施する森林整備事業の場合



## イ 庁内連絡調整会議

あいち森と緑づくり事業の計画策定・事業実施に関することやあいち森と緑づくり基金の運用に関することなどについて、庁内関係課室により構成される「あいち森と緑づくり事業推進庁内連絡調整会議」を開催し、連絡調整を行い、施策の計画的な推進を図っていきます。

### あいち森と緑づくり事業推進庁内連絡調整会議開催要領

#### (目的)

第1条 森と緑が有する公益的機能の増進のために実施する森林、里山林及び都市の緑の適正な整備及び保全に関する施策(以下「あいち森と緑づくり事業」という。)を総合的かつ計画的に推進するためにあいち森と緑づくり事業推進庁内連絡調整会議(以下「会議」という。)を開催する。

#### (所掌事務)

第2条 会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連絡調整をする。

- (1) あいち森と緑づくり事業の計画策定に関すること
- (2) あいち森と緑づくり基金の運用に関すること
- (3) あいち森と緑づくり委員会の開催に関すること
- (4) あいち森と緑づくり事業の実施に関すること
- (5) その他あいち森と緑づくり事業の推進に必要なこと

#### (組織)

第3条 会議は、別表に掲げる庁内関係各課室により構成する。

#### (事務局)

第4条 会議の事務局は農林水産部農林基盤担当局森林保全課森と緑づくり推進室に置き、次の各号に掲げることを処理する。

- (1) 会議の招集、主宰
- (2) 会議に関する庶務

#### (その他)

第5条 この要領に定めるほか、会議の運営に必要な事項は、構成員が協議の上、定めるものとする。

#### 附則

この要領は、平成20年2月7日から施行する。  
この要領は、平成20年4月30日から施行する。  
この要領は、平成20年7月1日から施行する。

#### (別表)

構成課室名	
総務部	税務課
環境部	環境政策課
農林水産部	農林政策課
	林務課
	森林保全課
	森林保全課森と緑づくり推進室
建設部	建設企画課
	公園緑地課
	道路維持課
教育委員会	総務課

\* 構成員は、各課室の課室長をもって充てる。

## ウ あいち森と緑づくり委員会

あいち森と緑づくり事業の計画、進捗及び実績の評価等の対する意見を聴取し事業の効果的な推進を図るため「あいち森と緑づくり委員会」を開催します。

委員は9名以内として、有識者、森や緑づくり活動団体の代表者の他、公募による県民の方を選任し、年3回程度開催します。

### あいち森と緑づくり委員会開催要綱

#### (目的)

第1条 森と緑が有する公益的機能の維持増進のために実施する森林、里山林及び都市の緑の適正な整備及び保全に関する施策(以下「あいち森と緑づくり事業」)の透明性の確保を図り、あいち森と緑づくり基金条例(平成20年愛知県条例第5号)に規定するあいち森と緑づくり基金(以下「基金」という。)の適正な運用を図るとともに、あいち森と緑づくり事業を効果的に推進するため、あいち森と緑づくり委員会(以下「委員会」という。)を開催する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会の委員はあいち森と緑づくり事業を効果的に推進するため、次の事項について意見を述べる。

- (1) あいち森と緑づくり事業の計画に関すること
- (2) あいち森と緑づくり事業の進捗、実績の評価に関すること
- (3) あいち森と緑づくり事業の推進に関すること

#### (組織)

第3条 委員会は、委員9人以内で組織する。

- 2 委員は、有識者その他適当と認められる者(公募により選任された3名以内を含む)から、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員の再任は、妨げない。

#### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席又は意見を求めることができる。
- 3 会議の開催は、平成26年3月31日までとする。

#### (会議の公開等)

第6条 委員会は原則として公開とするものとする。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りではない。

- (1) 愛知県情報公開条例(平成12年愛知県条例第19号)第7条に規定する不開示情報に該当する情報を含む案件を検討する場合
  - (2) その他委員会が非公開とする旨を議決した場合。
- 2 会議の傍聴方法については別途定める。

#### (事務局)

第7条 委員会の事務局は、愛知県農林水産部農林基盤担当局森林保全課内に置く。

#### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

- 2 会議録及び会議資料は、5年間保存する。

#### 附則

##### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月18日から施行する。

##### (第1回目の委員会)

- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、第1回目の委員会は愛知県農林水産部農林基盤担当局長が招集する。

## 7 事業実績と評価

施策の的確な推進を図るため、本計画に基づく年度別の実施計画を策定し、事業を実施してまいります。年度別実施計画の策定のあたりは市町村を始め関係機関と調整のうえ、あいち森と緑づくり事業推進庁内連絡調整会議において検討し、あいち森と緑づくり委員会の意見をうかがったうえで進めてまいります。

また、「あいち森と緑づくり税」の用途を明確化するとともに、事業実績及び全体計画に対する事業の進捗状況並びに事業実績の評価についても、庁内連絡調整会議において検討し、あいち森と緑づくり委員会の意見をうかがったうえで適正に管理してまいります。

これらの状況については、インターネットなどを利用して公開していきます。